

整理番号	3-9-1-/
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

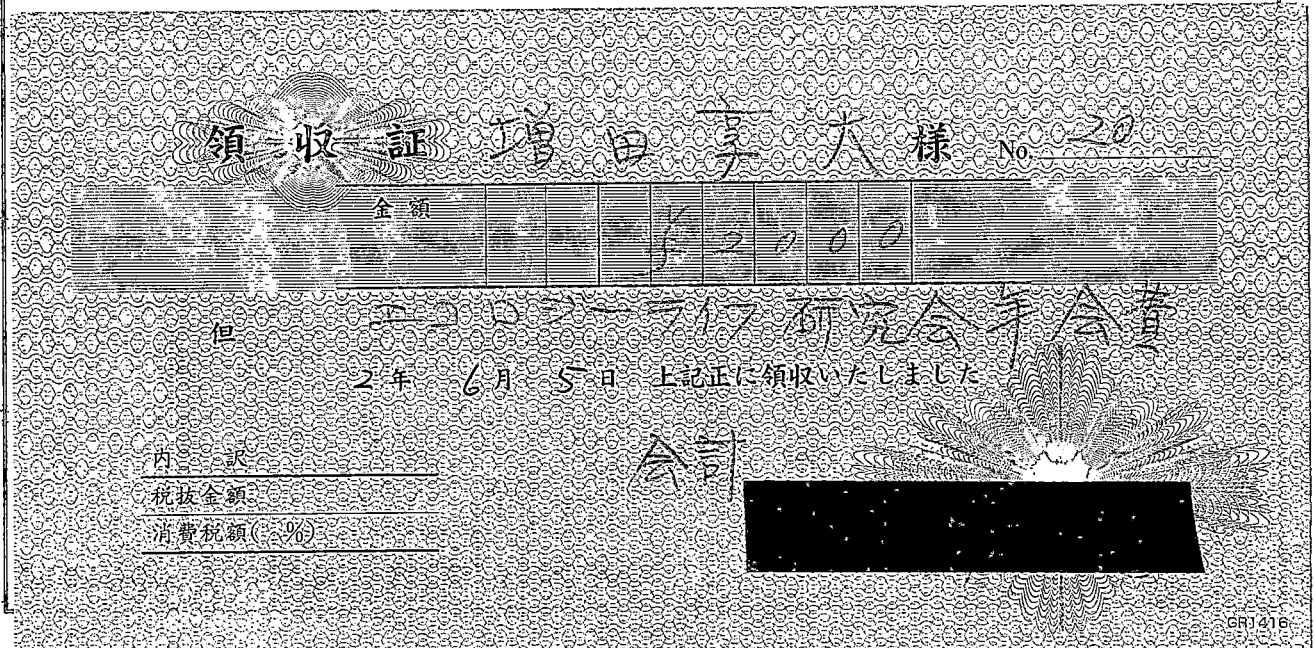
支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 増田 享大)

経費項目	調査研究費 研修費		
内容	エコロジーライフ研究会年会費		
年月日	令和2年6月5日～	年月日	金額 2,000円

会の趣旨・目的	エコロジーライフ研究会は、自然農法を始め、地域環境保全及び改善に向けた実践的な活動を行っている。
会の活動内容等	会員総会や研修会、適宜開催される農作業や環境美化活動、及び保全に関する実践活動の実施。
政務活動・県政との関連性	農業振興や環境政策は全般の県の重要施策であり、今後の施策低減や質問に役立てる。

〈領収書貼付枠〉



添付書類
規約

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	2,000円	1/1 100%	2,000円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

I エコロジーライフ研究会の目指すもの

エコロジーライフ研究会規約

平成 12 年 3 月 25 日

(目的)

第1条 この会は、私達の生存基盤である自然生態環境を無視した現在の生産と消費生活の様式を反省し、自然と共生する農林水産業及び「食」と「暮らし」の実践を通して、安心安全な生活と環境保全を推進する新しいライフスタイルを構築し、真に豊かな地域社会創りに寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この会は、エコロジーライフ研究会（以下「本会」という。）と称する。

(事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するために次のことを活動目標とする。

- (1) 自然生態系と調和する生産・流通・消費体系の研究と実践
- (2) 自然共生農林水産業を通しての自然環境教育の推進と、健全な心身の育成及び生きがい対策の探求
- (3) 自然生態環境の保全
- (4) 会員相互に学習し合い、理解を深めるための諸活動
- (5) その他目的達成のために、必要な活動

(会員及び資格)

第4条 本会は、正会員と賛助会員により構成し、それぞれの資格は次のとおりとする。

- (1) 賛助会員は、本会の主旨に賛同し、会の活動を支援する行政機関・法人又は団体

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長 1名、副会長 2名、幹事 若干名、事務局長 1名、会計 1名

(役員を選任)

第6条 本会の会長、副会長、会計は、幹事の互選とする。

- 2 幹事は、正会員中より選出された者とする。
- 3 事務局長は、幹事の中から会長が指名する。
- 4 役員は、総会の承認を受けなければならない。

(役員の仕事)

第7条 会長は、会を代表し、会務を総理する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代理する。

- 2 幹事は、各々の活動事業の計画と実践の中心的役割を担う。
- 3 事務局長は、会長の指示を受け会務の円滑な執行に務める。
- 4 会計は、会の出納事務を執行する。

(会計監事)

第8条 本会の出納事務を監査するため、会計監事を置く。

- 2 会計監事は2名とし、正会員中より選出する。

(役員の仕事)

第9条 役員及び会計監事の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員及び会計監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 会議は、総会と役員会とする。

- 2 総会は、役員会の決定を経て会長が召集する。
- 3 総会の議長は、会長が務めるものとする。
- 4 総会は、毎年1回開催する。また、会長又は役員会が必要と認めた場合は、臨時総会を開催することができる。
- 5 役員会は、必要なとき会長が招集することができる。

(総会の議決事項)

第11条 総会は、委任状を含む正会員の過半数の出席で以て成立し、次の事項を決する。

- (1) 役員及び会計監事の選任に関する事。
- (2) 規約の変更に関する事。
- (3) 事業計画及び予算の承認に関する事。
- (4) 事業報告及び決算の承認に関する事。
- (5) 会費の額と徴収方法に関する事。
- (6) その他必要な事項

(役員会の議決事項)

第12条 役員会は次の事項を決する。

- (1) 総会の召集に関する事。
- (2) 総会に提出する議案に関する事。
- (3) その他事業執行に関する事項で会長が必要と認める事項

(名称の使用)

第13条 会員が、本会の名称を書類、印刷物、看板、インターネットホームページ等に使用する場合は、役員会の了解を得なければならない。

(入会)

第14条 本会に入会しようとする者は、所定の手続きを経て、会長が入会を認めるものとする。

(退会)

第15条 本会を退会しようとする者は、会長に報告することにより退会を認めるものとする。又、本会員としてふさわしくない行為をした者は、役員会の議を経て会長が除名することができる。

(会費)

第16条 正会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

2 年度途中で退会した者の納入済会費は、返納しないものとする。

(経費)

第17条 本会の経費は会費、その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(規約の変更)

第19条 本会の規約は、総会において3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散)

第20条 本会の解散は、役員会及び総会においておのおのその構成員の3分の2以上の同意を得て議決しなければならない。

(附則)

この規約は、平成12年3月25日から施行する。

(附則)

この規約は、平成16年4月11日から施行する。

整理番号 3-9-1-4

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費 研修費		
内容	大日本報徳社年会費		7,500
年月日	令和 2年 9月24日~	年月日	金額 10,000 円

会の趣旨・目的	公益社団法人大日本報徳社は、報徳訓のもと、地域社会の発展を図るため、報徳運動を実践することを広める活動を行っている。
会の活動内容等	毎月の常会や総会、適宜開催される勉強会や研修会、講演会の開催。
政務活動・県政との関連性	道徳学習や県民生活の向上は県の重要施策である。

《領収書貼付枠》

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	002704	通帳振込 科金加入 枚数	1311
加入者名	公益社団法人大日本報徳社	お支払先	掛川市弥生町96
金額	10000	ご依頼人	増田 享大 様
料金額		日付	02-09-24
備考		掛川郵便局	(23010) N94320006

この受領証は、大切に保管してください。

記載事項を訂正した場合は、その箇所訂正印を押してください。

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 (定款)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	7,500	1/1	7,500
	10,000 円	100%	10,000 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由⑤領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

公益社団法人大日本報徳社 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人大日本報徳社と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県掛川市に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、二宮尊徳の事績に学び、至誠、勤労、分度、推譲を信条に、「報徳訓」を旨とし、社会の向上発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域づくりに寄与する事業
 - (2) 社会福祉に寄与する事業
 - (3) 教育・文化・産業に寄与する事業
 - (4) 環境保全に関する事業
 - (5) 報徳に関する事業と啓発
 - (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は次の者をもって構成する。

- (1) 社員 この法人の目的に賛同して入社した個人又は団体
- (2) 賛助社員 この法人の事業を賛助する個人又は団体

2 前項第1号の社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

(以下「法人法」という)上の社員とする。

(社員の資格の取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款及びその他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名

- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 不可欠特定財産の処分の承認
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき社長が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、社長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（議長）

第15条 社員総会の議長は、会議のつど出席社員の互選で定める。

（議決権）

第16条 社員総会における議決権は、社員1人につき1個とする。

（決議）

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 不可欠特定財産の処分の承認
- (6) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権行使)

第18条 社員総会に出席できない社員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数を前条の議決権に算入する。この場合において、本条の規定の適用については、その社員は社員総会に出席したものとみなす。

(議決権の代理行使)

第19条 社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を社長に提出し、代理人によって議決権を行使することができる。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上15人以内
 - (2) 監事 3人以上5人以内
- 2 理事のうち1人を社長とする。
- 3 社長以外の理事のうち2名以内を副社長、1名を専務理事とする。
- 4 社長及び副社長をもって法人法上の代表理事とし、第3項の専務理事をもって同法第91条第1項に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 社長、副社長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 社長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副社長は社長を補佐し、専務理事は理事会の議決に基づき、日常の業務に従事し、社員総会の議決した事項を処理する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(損害賠償責任の免除)

第28条 この法人は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

- 2 この法人は、法人法第 115 条第 1 項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第 113 条第 1 項で定める最低限度額とする。

第 6 章 顧問、参事、講師

(顧問)

第 29 条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、若干名をもって構成する。
- 3 顧問は、重要事項について社長の諮問にこたえる。
- 4 顧問は、社員総会の承認を経て社長が委嘱する。
- 5 顧問の任期は、委嘱後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

(参事)

第 30 条 この法人に参事を置くことができる。

- 2 参事は、若干名をもって構成する。
- 3 参事は、運営に関する事項について社長の諮問に答える。
- 4 参事は、理事会の承認を経て社長が委嘱する。
- 5 参事の任期は、委嘱後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

(講師)

第 31 条 この法人に講師を置く。

- 2 講師は、若干名をもって構成する。
- 3 講師は、報徳思想の普及のため、講演及び社員の指導に当たる。
- 4 講師は、理事会の承認を経て社長が委嘱する。
- 5 講師の任期は、委嘱後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

第 7 章 理事会

(構成)

第 32 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 社長、副社長、専務理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、社長が招集する。

- 2 社長が欠けたとき又は社長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

第8章 資産及び会計

(基本財産)

第37条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1及び別表第2の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、社員総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、社員総会の承認を要する。
- 3 別表第2の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とする。

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まりその年の12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、社長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、社長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 役員報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

~~**第41条**~~ 社長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款の変更は、社員総会において、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、総社員の議決権の3分の2以上の多数をもって決議しなければならない。

(解散)

第43条 この法人の解散は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第44条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は、合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の社長は榛村純一、副社長は中村雄次とし、最初の専務理事は宮川正夫とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 本定款は、平成25年2月27日からこれを実施する。（第5条 法人の構成員及び 第13条 開催の変更）

<別表第1 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産（第37条関係）>

財産種別	場所・物量等		
預金	恩賜基本金	27,662円	掛川市農業協同組合 普通預金
預金	推譲基本金	2,448,673円	掛川市農業協同組合 普通預金
建物	仰徳学寮	掛川市掛川 1183-2	昭和13年取得

<別表第2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産（第37条関係）>

財産種別	場所・物量等		
建物	大講堂	掛川市掛川 1183-2	平成19年12月取得
建物	仰徳記念館	掛川市掛川 1183-2	昭和13年取得
建物	淡山翁記念報徳図書館	掛川市掛川 1183-2	昭和2年取得
建物	冀北学舎	掛川市掛川 1178	昭和13年取得
構築物	門 道德門	掛川市掛川 1183-2	明治42年取得
構築物	門 経済門	掛川市掛川 1183-2	明治42年取得
什器備品	書画 無尽蔵	伊藤博文 書	大講堂展示
什器備品	美術品 絵画	岡田良一郎 肖像画 黒田清輝画	大講堂展示
什器備品	美術品 絵画	安居院義道庄七 肖像画	大講堂展示
什器備品	美術品 像	二宮尊徳 坐像	大講堂展示
什器備品	美術品 像	二宮尊徳 像	大講堂展示
什器備品	美術品 像	二宮金次郎 像	大講堂展示
什器備品	美術品 像	二宮先生 村民表彰像	中庭展示
什器備品	美術品 掛軸	23幅	報徳図書館展示

公益社団法人 大日本報徳社

大日本報徳社は、二宮尊徳の「報徳の教え」を広めるための全国組織の本社です。国の重要文化財である大講堂を始め、明治期を中心に建てられた仰徳記念館・仰徳学寮・冀北学舎・正門・報徳図書館の見学と貸室、また様々な講演会等を行っています。



■新着ニュース

■第1744回 本社・掛川報徳館2月常会のご案内

◎日時 令和3年2月7日（日）9時30分～

◎会場 大日本報徳社 大講堂

◎内容 大日本報徳社社長 講話 鷺山恭彦

※新型コロナウイルス感染症感染拡大を考慮し、役員、事務局のみの常会となります。

■第4回報徳活動推進個人社員研修会（第1回オンライン研修会）

代表社員3名の参加者と鷺山社長との意見交換会として初めてオンライン研修会を実施しました。

◎研修会の動画はこちら

整理番号 3-9-1-5

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議 増田亨大)

経費項目	調査研究費 研修費		
内容	減災推進団体ふっこう支援掛川年会費		
年月日	令和 2年 9月24日～	年 月 日	金額 1,000 円

会の趣旨・目的	東日本大震災の被災者支援を通じ、静岡県の減災推進を地域の皆様と協力しながら進めて行く。
会の活動内容等	年次総会、全国の自然災害被災地訪問、減災フェスティバルや減災講座の開催。
政務活動・県政との関連性	地震津波対策をはじめ自然災害に対する備えは本県の重要施策であり、現在もアクションプログラムが進行中である。

《領収書貼付枠》

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	008804	加入者名	市民団体ふっこう支援掛川市	金額	10000	ご依頼人	増田亨大 様	日附印	02-09-24 掛川郵便局
備考		金額	千 百 十 万 千 百 十 円	金額	1 0 0 0 0	料金	203 円	備考	(23010) N94320007

記載事項を訂正した場合は、その箇所を訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 (ホームページ資料)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	1,000 円	1/1	1,000 円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

令和元年度事業・決算報告及び令和2年度事業計画・予算資料

ふっこう支援掛川

(網掛け)は協働遠州の事業(協働)

令和元年度事業実績				令和2年度事業計画					
年	月	日	内 容	年	月	日	内 容		
現 地 支 援 活 動	31	4~	アルミ缶回収基金事業	現 地 支 援 活 動	2	4~	アルミ缶回収基金事業		
		4~	ふっこうワカメ販売事業60キロ			7	18~25	第22回岩手遠州交流団事前調整	
		4	26~29		東北支援 事前調整 高田松原植樹祭		8	22~25	第22回岩手遠州交流団
	元	8	16~20		第21回岩手遠州交流団(体ワカメ28名参加)		7~		水害・台風被害ボランティア支援活動
		9			九州豪雨水害 タオル収集支援		7~		タオル収集・梅干し提供支援活動
		10	27		台風19号支援活動 神奈川		9~		交流団参加者による山前授業
		11	4~7		台風19号支援活動 長野 神奈川	3	12	28~31	広島呉市年末もちつき支援
		12	14~20		東北年末支援 みかんお届け		3	1~7	忘れない大規模災害写真展示
		12	27~30		広島呉市年末もちつき支援		3	7	第10回3.11追悼の思い出展
	2	3	1~8		(中止)第9回3.11追悼の思い出展				
地 元 防 災 体 制 の 確 立	31	4~	グリーンバンク緑化事業・避難地整備	地 元 防 災 体 制 の 確 立	2	4~	グリーンバンク緑化事業・無線交信訓練		
		4~	掛川市まちづくり協働センター協力			6~		コロナ感染状況にて随時開催定例会	
		4~	無線交信訓練			4~		掛川市まちづくり協働センター協力	
		4	14		ならこさくら祭り出展・ワカメ等販売		4~		防災意識向上事業(本年度は市補助金無)
	元	5	1		担い手の部屋掃除 ③・フリースペース		6	1	エコライフさんとの協働 梅収穫作業
		5~			定例会4回開催		6	14	大須賀避難地にて定例会、今後活動検討
		6	2		エコライフさん協働梅ジャム他づくり体験		7	1	令和元年度通常総会は書面決議
		7	7		平成30年度通常総会		8	9	担い手の部屋掃除③フリースペース(定例会兼ねる)
		10	27		大須賀ちっちゃな文化展協力・出展		10		協働研修宿泊研修会
		11	2		県立掛川工業高校文化祭 協力・出展		11		各種イベント開催状況で写真展示・販売
		11	3		大須賀こけりゆう祭2019協力・出展	3	1		大坂地区減災研修会
		11	17		大東市民交流センターで協力・出展				今年度 コロナ感染状況で活動を自粛・取りやめも検討

令和元年度決算 (単位:円)				令和2年度予算 (単位:円)			
収入の部		支出の部		収入の部		支出の部	
内 容	金額	内 容	金額	内 容	金額	内 容	金額
平成30年度繰越金	879,491	令和元年度繰越金	793,853	令和元年度繰越金	793,853	令和2年度繰越金	700,946
事業収入	170,600	事業費用	165,408	事業収入	50,000	事業費用	40,000
会費36名	36,000	会運営費	89,026	会費35名	35,000	会運営費	100,000
雑収入	5	被災地支援金	40,000	雑収入	5	被災地支援金	40,000
寄付金	8,500	特別費用(無線機・複合機)	161,000	寄付金	5,000	特別費用	50,000
アルミ缶回収事業	367,458	アルミ缶回収費用	20,000	アルミ缶回収事業	300,000	アルミ缶回収費用	40,000
グリーンバンク	180,000	グリーンバンク費用	248,019	グリーンバンク	180,000	グリーンバンク費用	250,000
東北年末支援	0	東北年末支援活動費	35,089	広島支援活動参加費	73,000	広島年末支援活動	160,000
広島支援活動参加費	73,000	広島年末支援活動	162,659	協働遠州預かり金	14,088	協働遠州協力金	70,000
合 計	1,715,054	合 計	1,715,054	合 計	1,450,946	合 計	1,450,946

整理番号	3-9-1-7
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	掛川の現代美術研究会会員との意見交換		
年月日	令和 2年10月10日~令和 年 月 日	金額	300円

目的	掛川茶エンナーレに関する掛川の現代美術研究会会員との意見交換
使途	駐車場代
政務活動・ 県政との 関連性	県には文化振興計画があり、東京2020を控え、同会会員から掛川市の文化芸術振興策である茶エンナーレについて意見聴取し、今後の質問に役立てる。

《領収書貼付枠》

掛川駅まんまえパーキング
TEL 0537-61-1151

領収証

精算機 #01 A 精算No.000038
 発券機 #01 発券No.091342
 入庫時刻 2020年10月10日(土) 16:14
 出庫時刻 2020年10月10日(土) 17:43
 駐車時間 1:29
 駐車料金 A料金 300円
 =====
 合計 300円
 現金領収額 300円
 お預り 300円
 お釣り 0円

またのご利用をお待ちしております。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	300円	1/1	300円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 3-9-1-8

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>印刷費</u> ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	「静岡県議会リポート」郵送料 (Vol.46)		
年月日	令和 2年10月26日~令和 年 月 日	金額	2,268 円

目的	県議会6月定例会の審議状況や県政の諸課題に関する情報を広く県民に広報する為
使途	「静岡県議会リポート」郵送料
政務活動・ 県政との 関連性	県議会における予算の執行状況や、県の施策展開や条例制定等は県民の生活に直結しており、それを県民に伝えることは最も重要な活動である。

《領収書貼付枠》

領収書

様

[別納引受] 第一種定形 @84	27通	¥2,268	27通	¥2,268
小計		¥2,268	郵便物引受合計通数	27通
			課税計(10%)	¥2,268
			(内消費税等)	¥206
			非課税計	¥0
			合計	¥2,268
			お預り金額	¥2,273
			おつり	¥5

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2020年10月26日 11:48
宛先:
発行番号: 2010264299 端N06箱01
発行所: 掛川水垂郵便局
TEL: 0537-23-1116

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	2,268 円	1/1	2,268 円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-9-1-9
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証 抛書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内 容	事務所賃貸料		
年 月 日	令和 2年12月23日～	年 月 日	金 額 56,100 円

目 的	政務活動を行う事務所賃貸料
使 途	令和2年12月・令和3年1月分賃貸料・水道料
政務活動・ 県政との 関連性	

◀領収書貼付枠

ご利用明細 静岡銀行

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年 月 日	振替先店番・科目・口座番号	139
02 12 23		
銀行番号	店番号	科目
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX		
お取扱店	お取引内容	お取引金額
0311	お引出し	¥56,100
お取扱枚数	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	
	おつり	残 高
		XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
キャッシング	手数料	時刻
	¥011370105	

お振込先明細
シス`オカ
カケカ`ワ
当座 309434
カ)ヨシタ` 様

ご案内
マスタ` タカヒロ 様
TEL0537-21-2700

06.520.38

(裏面もご覧ください)

ご利用明細 静岡銀行

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年 月 日	振替先店番・科目・口座番号	139
02 12 23		
銀行番号	店番号	科目
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX		
お取扱店	お取引内容	お取引金額
0311	お引出し	¥56,100
お取扱枚数	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	
	おつり	残 高
		XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
キャッシング	手数料	時刻
	¥011380106	

お振込先明細
シス`オカ
カケカ`ワ
当座 309434
カ)ヨシタ` 様

ご案内
マスタ` タカヒロ 様
TEL0537-21-2700

06.520.38

(裏面もご覧ください)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動を含むため		1/2	
按分する	112,200 円	50%	56,100 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-9-1/10
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和 3年 1月 4日~令和 年 月 日	金額	3,460 円

目的	常任委員会運営に関する調整
使途	交通費 (JR 新幹線：掛川駅⇄静岡駅 @1,730×2)
政務活動・ 県政との 関連性	県議会委員会運営に関してである。

《領収書貼付枠》

<p>領収書 様</p> <p>Receipt</p> <p>領収年月日 2021.-1.-4</p> <p>金額 ￥1,730 (消費税等込み)</p> <p>[クレジット扱い]</p> <p>購入商品 JR乗車券類 JR tickets</p> <p>(30486 1枚)</p> <p>東海旅客鉄道株式会社</p> <p>掛川駅</p> <p>掛川駅-MV発行 40487-01</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 印紙税申告納 付につき名古屋中村 税務署承認済 </div>	<p>領収書 様</p> <p>Receipt</p> <p>領収年月日 2021.-1.-4</p> <p>金額 ￥1,730 (消費税等込み)</p> <p>[クレジット扱い]</p> <p>購入商品 JR乗車券類 JR tickets</p> <p>(30479 1枚)</p> <p>東海旅客鉄道株式会社</p> <p>静岡駅</p> <p>静岡駅MV-9発行 40480-01</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 印紙税申告納 付につき名古屋中村 税務署承認済 </div>
---	--

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	3,460 円	1/1	3,460 円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 3-9-1-11

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

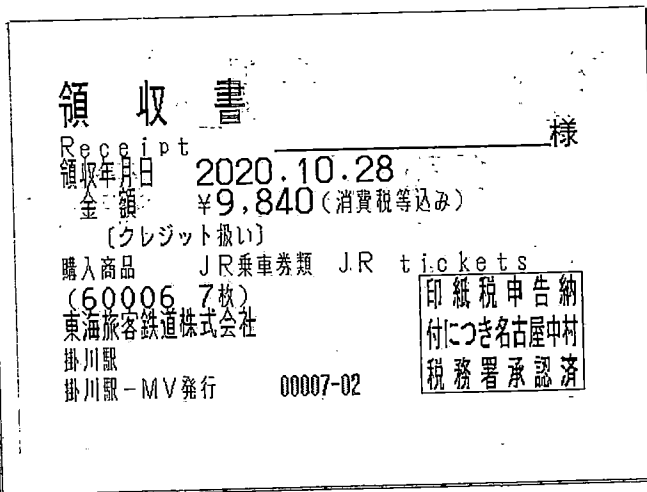
支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費 研修費・広聴広報費・要請情報研費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁にて調査		
年 月 日	令和 3年 1月 8日~令和 年 月 日	金 額	3,280 円

目 的	常任委員会運営に関する調整
使 途	交通費 (JR 新幹線 : 掛川駅⇄静岡駅 @1,640×2)
政務活動・ 県政との 関連性	県議会委員会運営に関してである。




《領収書貼付枠》
回数券6枚綴り / . a 枚目使用



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	3,280 円	1/1	3,280 円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

指針様式第1号

決 裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
<p>活 動 概 要 書 (会議・懇談会参加)</p> <p>令和 3年 1月14日</p> <p>会派名・議員氏名 自民改革会議 増田享大</p>						
活 動 名	掛川商工会議所 会員との意見交換					
活動概要	<p>1 参加日時 令和3年1月14日</p> <p>2 場 所 掛川グランドホテル</p> <p>3 参加者 市長・国会議員・県議会議員・市議会議員・同会議所役員</p> <p>4 内 容 ・掛川商工会議所会頭からの年頭挨拶 ・掛川市長から今年の施政方針説明 ・国会議員から現下のコロナ対策等の概要説明 ・会員との意見交換並びに要望聞き取り</p> <p>※ 按分理由は、支出証明書 下記に言記載済。</p>					
経 費	項 目	政務活動費支出 額	領収書番号	内 容		
	参加費	3,000円	3-9-1-12	会費		
	合 計	3,000円				
備 考						

整理番号 3-9-1-13

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費 (資料購入費) 事務費・事務所費・人件費		
内容	聖教新聞購読料		
年月日	令和 3年 1月17日~令和 年 月 日	金額	1,934 円

目的	公明党の主張・活動・意見等の学びを通じた県政・社会情勢に関する情報収集
使途	令和2年12月分購読料 (@1,934)
政務活動・県政との関連性	同党は国内における主要政党であり、同党に寄せられる住民要望や意見をもとに活動する多くの党員や議員も存在し、それらの主張や意見を学び県政の施策展開の参考とする。

《領収書貼付枠》

新聞購読料 領収証

増田 享大 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2020年12月分 領収日 / 月 / 日 領収金額 ¥1,934

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

(10%対象)
(8%対象 1,934)

※は軽減税率対象品目です。

販売店 大塚 秀訓
住所 藤枝市青南町4-9-45
TEL 054-631-9270 FAX 054-631-9271



お申込No.

按分の理由 全て政務活動にかかるものである	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1,934 円	1/1 100%	1,934 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-9-1-14
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ 事務所費 ・人件費		
内容	事務所電気料		
年月日	令和 3年 1月18日~令和 年 月 日	金額	2,660 円

目的	政務活動補助を行う事務所電気料																																																																										
使途	令和3年 1月分																																																																										
政務活動・ 県政との 関連性	<p style="text-align: center;">振替払込請求書兼受領証 (振込金受領証) (030109)</p> <p>この受領証は、大切に保管してください。</p> <table border="1"> <tr> <td>口座記号 身番号</td> <td>00100</td> <td>5</td> <td>900116</td> <td>加入 署名</td> <td>中部電力ミライズ株式会社</td> </tr> <tr> <td>令和 3年 1月分</td> <td colspan="2">ご使用期間</td> <td colspan="3">12月 8日~ 1月 8日 (日程 06)</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> <td>消費税等相当額(再掲)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> <td></td> <td>483 円</td> </tr> <tr> <td colspan="10">ご依頼人氏名 増田 享大 様</td> </tr> <tr> <td colspan="10">お客さま番号・契約種別 容量 ご使用量 上記金額の内訳(円)</td> </tr> <tr> <td colspan="10">従量電灯B A kWh</td> </tr> <tr> <td colspan="10">60 186 5321</td> </tr> </table>			口座記号 身番号	00100	5	900116	加入 署名	中部電力ミライズ株式会社	令和 3年 1月分	ご使用期間		12月 8日~ 1月 8日 (日程 06)			金額	千	百	十	万	千	百	十	円	消費税等相当額(再掲)					5	3	2	1		483 円	ご依頼人氏名 増田 享大 様										お客さま番号・契約種別 容量 ご使用量 上記金額の内訳(円)										従量電灯B A kWh										60 186 5321									
口座記号 身番号	00100	5	900116	加入 署名	中部電力ミライズ株式会社																																																																						
令和 3年 1月分	ご使用期間		12月 8日~ 1月 8日 (日程 06)																																																																								
金額	千	百	十	万	千	百	十	円	消費税等相当額(再掲)																																																																		
				5	3	2	1		483 円																																																																		
ご依頼人氏名 増田 享大 様																																																																											
お客さま番号・契約種別 容量 ご使用量 上記金額の内訳(円)																																																																											
従量電灯B A kWh																																																																											
60 186 5321																																																																											
《領収書貼付枠》	<p>お支払期日は 2月 8日 です。お支払期日を過ぎてお支払いいただいた場合は、延滞利息(年利10%)を、お支払いの日以降の料金とあわせてご請求いたします。</p> <p>ただし、ご家庭や商店など低圧の電気をお使いいただいているお客さまが、お支払期日の翌日から10日目までにお支払いいただいた場合は、延滞利息を申し受けません。</p> <p>払込用紙の有効期限は 3月 1日 となっております。</p> <p>中部電力ミライズ株式会社 カスタマーセンター</p> <p style="text-align: center;">0570-048-155 (携帯電話・PHSからもご利用いただけます。)</p> <p style="text-align: center;">(ゆうちょ銀行)</p>																																																																										

本証により当社の集金員が集金することはありません。裏面もごらんください。

按分の理由 後援会活動を含むため 按分する	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	5,321 円	1/2 50%	2,660 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-9-1-15
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費				
内容	県政報告用台紙製作費				
年月日	令和3年1月19日	～	令和 年 月 日	金額	27,500円

目的	政務活動を行うための事務用品代
使途	県政報告用台紙代 (2,000枚×@25)
政務活動・ 県政との 関連性	県の施策、定例会報告、活動状況等を県民に報告する

《領収書貼付枠》

ご利用明細 静岡銀行

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号	138
03 01 19		
銀行番号	店番号	科目
お取扱店	お取引内容	お取引金額
0311	お引出し	¥55,000
お取扱枚数	<small>(米千) (米百) (米十) (米千) (米百) (米十) (米千) (米百) (米十) (米千) (米百) (米十)</small>	
	おつり	残高

キャッシング	手数料	時刻
	¥01025	030
お振込先 シス'オカ ケケ'ワ 普通 235214 カ)コウイク'ラフイツク 様 マスタ' タカヒロ 様 TEL0537-21-2700		

06.520.38 (裏面もご覧ください)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動を含むため 按分する	55,000円	1/2	27,500円
		50%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-9-1-16
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

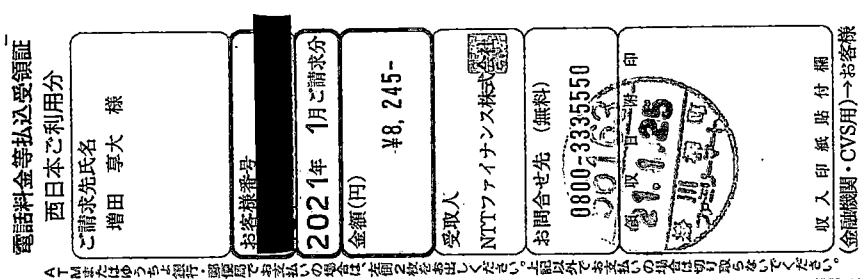
支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	事務所電話料		
年月日	令和3年1月25日～令和	年月日	金額 4,122円

目的	調査研究など政務活動を行うための通信手段
使途	令和3年1月分電話料 <small>請求</small>
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動を含むため	8,245円	1/2	4,122円
按分する		50%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

お客様電話番号等 BILLING NUMBER		請求年月 MONTH OF ISSUE	2021年 1月ご請求分
----------------------------	--	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号)

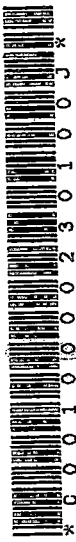
9-9-1-16

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区 TA
◇NTT西日本ご利用分	6,265	5,400	フレッツ 光ネクスト F 単利用料	合
		-1,790	光もっもっと割	合
		1,020	ひかり電話A (エース) 定額料1	合
		480	ひかり電話A (エース) 定額料2	合
			ひかり電話A使用料は本料金と定額料1の合計です。	
		100	ひかり電話対応機器使用料	合
		200	複数チャンネル使用料	合
		100	追加番号使用料	合
		368	ひかり電話 (通話料)	合
			12月 1日~12月31日 翌月への繰越額は480円です。	
		-368	ひかり電話A (エース) 定額料分通話	合
			12月 1日~12月31日 ひかり電話A定額料に含まれ、通話料から減算します。	
		32	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	合
		4	ユニバーサルサービス料	合
			12月 1日~12月31日 2番号分のご請求となります。	
		100	発行手数料	合
			本請求書等の発行にかかわる各種費用になります。	
		50	収納手数料	合
			本請求をコンビニエンスストア 各種金融機関でお支払いいただく場合の手数料です。	
		569	消費税等相当額 (合計)	合
			合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分 (小計)	6,265	6,265	(小計)	

お客様電話番号等 BILLING NUMBER		請求年月 MONTH OF ISSUE	2021年 1月ご請求分
----------------------------	--	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区 TA
◇NTTファイナンスご利用分	1,980	1,980	OCN光withフレッツ利用料等 NTTコミュニケーションズご利用分。	非
◇合計	8,245	8,245	合計	
			<NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	



整理番号	3-9-1-19
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広報費</u> ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	「静岡県議会レポート」郵送料		
年月日	令和 3年 1月25日～令和 3年 1月27日	金額	750,526 円

目的	県議会 12 月定例会の審議状況や県政の諸課題に関する情報を広く県民に広報する為
使 途	「静岡県議会レポート」郵送料
政務活動・ 県政との 関連性	県議会における予算の執行状況や、県の施策展開や条例制定等は県民の生活に直結しており、それを県民に伝えることは最も重要な活動である。

《領収書貼付枠》

領収書

様

22.5g

¥160,454

2,198通

¥160,454

2,198通

¥160,454

郵便物引受合計通数

2,198通

課税計(10%)

¥160,454

(内消費税等

¥14,586)

非課税計

¥0

合計

¥160,454

お預り金額

¥161,000

(おつり)

¥546

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済

〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時：2021年1月27日 15:07
 担当 No. Z10127A8152 端N27箱02
 連絡先：遠江大東郵便局
 TEL: 0537-72-2541

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	750,526 円	1/1	750,526 円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領収書

様

[別納引受] 区内特別基 (定) @73	22.0g 3,992通	¥291,416
小計		¥291,416
郵便物引受合計通数	3,992通	
課税計 (10%) (内消費税等)	¥291,416 ¥26,492)	
非課税計		¥0

合計	¥291,416
お預り金額	¥300,000
おつり	¥8,584

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2021年1月25日 12:19
担当: [Redacted]
発行No. 210125A7364 端N06箱01
連絡先: 掛川水垂郵便局
TEL: 0537-23-1116

領収書

様

[別納引受] 区内特別基 (定) @73	22.5g 459通	¥33,507
小計		¥33,507
郵便物引受合計通数	459通	
課税計 (10%) (内消費税等)	¥33,507 ¥3,046)	
非課税計		¥0

合計	¥33,507
お預り金額	¥33,512
おつり	¥5



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2021年1月25日 14:12
担当: [Redacted]
発行No. 210125A6792 端N34箱01
連絡先: 西郷郵便局
TEL: 0537-28-0021

領収書

様

[別納引受] 区内特別基 (定) @73	22.0g 579通	¥42,267
小計		¥42,267
郵便物引受合計通数	579通	
課税計 (10%) (内消費税等)	¥42,267 ¥3,842)	
非課税計		¥0

合計	¥42,267
お預り金額	¥45,072
おつり	¥2,805



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2021年1月25日 14:48
担当: [Redacted]
発行No. 210125A7621 端N20箱01
連絡先: 原谷郵便局
TEL: 0537-26-0001

領収書

様

[別納引受] 区内特別基 (定) @73	22.0g 404通	¥29,492
小計		¥29,492
郵便物引受合計通数	404通	
課税計 (10%) (内消費税等)	¥29,492 ¥2,681)	
非課税計		¥0

合計	¥29,492
お預り金額	¥30,092
おつり	¥600



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2021年1月25日 14:31
担当: [Redacted]
発行No. 210125A9293 端N35箱01
連絡先: 桜木郵便局
TEL: 0537-23-0721

領収書

様

[別納引受] 区内特別基 (定) @73	22.0g 2,602通	¥189,946
小計		¥189,946
郵便物引受合計通数	2,602通	
課税計 (10%) (内消費税等)	¥189,946 ¥17,267)	
非課税計		¥0

合計	¥189,946
お預り金額	¥190,000
おつり	¥54

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2021年1月25日 12:22
担当: [Redacted]
発行No. 210125A8831 端N60箱01
連絡先: 大須賀郵便局
TEL: 0537-48-4581

領収書

様

[別納引受] 第一種定形 @84	22.5g 41通	¥3,444
小計		¥3,444
郵便物引受合計通数	41通	
課税計 (10%) (内消費税等)	¥3,444 ¥313)	
非課税計		¥0

合計	¥3,444
お預り金額	¥3,500
おつり	¥56



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2021年1月27日 9:21
担当: [Redacted]
発行No. 210127A7436 端N06箱01
連絡先: 掛川水垂郵便局
TEL: 0537-23-1116

小計 ¥590,072

整理番号	3-9-1-19
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広報費</u> ・要請等酬費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	「静岡県議会リポート」郵送用ラベル代		
年月日	令和 3年 1月29日~令和 年 月 日	金額	9,702 円

目的	県議会定例会の審議状況や県政の諸課題に関する情報を広く県民に広報する為
使途	「静岡県議会リポート」郵送用ラベル代
政務活動・ 県政との 関連性	県議会における予算の執行状況や、県の施策展開や条例制定等は県民の生活に直結しており、それを県民に伝えることは最も重要な活動である。
《領収書貼付枠》	

領収証 No. 088254

増田 享大 様 2021年 1月 29日

金額	¥ 10,934 -	
----	------------	--

内 但ラベル代 上記正に領収いたしました

消費税等 ¥ 94 -

現金	✓	
小切手		

事務機の株式会社

掛川本社 掛川市弥生町196
☎ (0537) 24-2111

HISAGO #N1779(100)別-J632007

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	9,702 円	1/1	9,702 円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

3-9-1-19

お客様コードNo. XXXXXXXXXX

請 求 書

伝票No. 992455

令和 3 年 1 月 13 日

436-0053
静岡県掛川市弥生町196

増田 たかひろ 様

事務機
株式会社
静岡県掛川市弥生町196
TEL (0537) 24-2111 (代) FAX (0120) 12-7668

TEL 0537-21-2700

FAX 0537-21-2707




担当者：消耗品

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

品 名	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
02-031538 エアコン ラベル 31538	3	P	2,940	8,820	
課税対象額	8,820	(消費税合計	882)	合計	882
摘要				9,702	

OBC(4110) TEL 03-3342-1880 FAX 03-3342-6575

整理番号	3-9-1-20
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務用品購入代		
年月日	令和3年1月29日～	年月日	金額 558円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> 領収書の原本は、3-9-1-19に添付。	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会との按分	1,116円	50%	558円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

3-9-1-20

請 求 書

伝票No. 992683

お客様コードNo. XXXXXXXXXX

令和 3 年 1 月 20 日

436-0053
静岡県掛川市弥生町196

増田 たかひろ 様

事務機の
株式会社ヨ
静岡県掛川市弥生町196
TEL (0537) 242111(代) FAX (0120) 12-7668



TEL 0537-21-2700

FAX 0537-21-2707

担当者：消耗品

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

コード	商品名	数量	単位	単 価	金 額	備 考
102200018	ホースイト エコパツク 5601-R	1	箱	1,015	1,015	
X 000000001	ペンテル フテペンカートリッジ XFR-AD	1	個	105	105	




課税対象額 1,120 (消費税合計 112)

合 計 1,232

摘要

--	--

OBC(4110) TEL 03-3342-1880 FAX 03-3342-6575

整理番号	3-9-1-a/					
決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	

支出証憑書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ 人件費		
内容	事務員雇用		
年月日	令和 3年 1月29日~令和 年 月 日	金額	25,000 円

目的	政務活動補助を行う事務員雇用
使 途	令和3年 1月分人件費
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

給料支払明細書

(令和 3年 / 月分)

殿

労働日数	星	月	日	時	分
				50	00
所定時間外労働					
基本給					
所定時間外賃金					
家族手当					
(労務活動)				25	00
支 給 額					
控 除 額					
前 払 金 計					
差引支給額					50000

係 印
コクヨ シン-119N

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動を含むため 按分する。	50,000 円	1/2 50%	25,000 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-9-1-02
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料		
年月日	令和3年1月31日~令和	年月日	金額 1,550円

目的	県政に関する情報収集
使途	令和3年1月分購読料
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

2021年1月分 領収証 発証No 00022806-202101-1

増田 たかひろ (事) 様

銘柄	部数	金額
静岡新聞単※	1	3,100

合計金額 **¥3,100**
(8%対象 3,100円)
(消費税込み)

※は軽減税率対象

購読料のお支払いは手数料無料の口座引落が便利です。

毎度ご購入有難うございます
上記金額正に領収致しました

(有)風間新聞
掛川市駅前4-6
TEL 0537-24-4811

接分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動を含むため	3,100円	1/2	1,550円
按分する		50%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-9-1-29
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 1 月分】 (会派名・議員氏名 自民改革会議・ 増田 享大)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)			
経費項目	走行距離 (km)	積算方法※	充当額 (円)
事務費		円× km / km	6,153

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)
 ※領収書による充当方式
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
 ・充当限度割合による按分: 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 ㊟

《領収書貼付枠》

按分の理由 私用・後援会活動を含むため按分する	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b) 6,153円
	24,612円	1/4 25%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

EneJet

納品書(領収書)

2020年12月01日 10:40

売上
Tカード会員 様

現金会員
車両番号 実車番
0018-00
ENEOSハイオク P-06
57.08L *

合計 ¥7,763
(消費税10%対象 ¥7,763
内消費税等 ¥706)
お預り ¥10,000
お釣り ¥2,237

Tカード番号
ポイント:基本P 35P
特別P 0P
今回計 35P

利用ポイント 0P
利用可能ポイント 10956P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下さ
い。

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。
ENEOSフロンティア南関東C
DDセルフ掛川インター店
静岡県 掛川市上張863-1
TEL:0537-22-2299 SS-372534
サイトNo 7663-02
デ-ルNo4103-4104
999監視スタッ 2020/12/01

EneJet

納品書(領収書)

2021年01月15日 13:13

売上
Tカード会員 様

現金会員
車両番号 実車番
0018-00
ENEOSハイオク P-18
61.19L *

141円 ¥8,627
(7円ID値引 2円 -¥122)
値引後単価 139円 ¥8,505
合計 ¥8,505
(消費税10%対象 ¥8,505
内消費税等 ¥773)
お預り ¥10,000
お釣り ¥1,495

Tカード番号
ポイント:基本P 38P
特別P 0P
今回計 38P

利用ポイント 0P
利用可能ポイント 11060P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下さ
い。

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。
ENEOSフロンティア南関東C
DDセルフ掛川インター店
静岡県 掛川市上張863-1
TEL:0537-22-2299 SS-372534
サイトNo 6982-06
デ-ルNo4203-4204
999監視スタッ 2021/01/15

EneJet

納品書(領収書)

2021年01月26日 12:40

売上
Tカード会員 様

現金会員
車両番号 実車番
0018-00
ENEOSハイオク P-24
59.18L *

143円 ¥8,462
(7円ID値引 2円 -¥118)
値引後単価 141円 ¥8,344
合計 ¥8,344
(消費税10%対象 ¥8,344
内消費税等 ¥759)
お預り ¥10,000
お釣り ¥1,656

Tカード番号
ポイント:基本P 37P
特別P 0P
今回計 37P

利用ポイント 0P
利用可能ポイント 11098P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下さ
い。

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。
ENEOSフロンティア南関東C
DDセルフ掛川インター店
静岡県 掛川市上張863-1
TEL:0537-22-2299 SS-372534
サイトNo 4305-08
デ-ルNo4744-4745
001直里 将平 2021/01/26

12/1 . 1/15 . 1/26